特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海老名市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	全職員が毎年セキュリティ研修を受講している。

評価実施機関名

神奈川県海老名市長

公表日

令和6年3月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。）や、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に従い、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格に関すること ②医療保険の給付に関すること ③保険料の賦課及び徴収に関すること ④保健事業に関すること
③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供ネットワーク、スマート窓口システム

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢者医療情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の第59項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第46条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律（令和3年5月19日号外法律第38号）第2条（定義）第2項第1号、第4号、第9条（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.26.27.30.33.39.42.58.62.80.83.87.93の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1.2.3.4..5.19.20.25.33.43.44.46条.22条の2.24条の2.31条の2の2 ②【別表第二における情報照会の根拠】 80.81.82の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第43条.43条の2.43条の2の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律（令和3年5月19日号外法律第38号）第2条（定義）第2項第1号、第4号、第9条（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部　国保医療課
②所属長の役職名	国保医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海老名市市長室文書法制課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4542

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海老名市保健福祉部国保医療課　〒243-0492　神奈川県海老名市勝瀬175番地の1 電話　046(235)4595

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅰ-5 ①部署	保健福祉部　保険年金課　国保年金係	保健福祉部　国保医療課　国民健康保険係	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
平成30年4月1日	Ⅰ-5 ②所属長	保険年金課長　澤田　英之	国保医療課長　澤田　英之	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
平成30年4月1日	Ⅰ-8 連絡先	保健福祉部　保険年金課	保健福祉部　国保医療課	事後	機構改革による部署名等の変更に伴う
平成31年4月1日	Ⅰ-5 ①部署	保健福祉部　国保医療課　高齢者医療係	保健福祉部　国保医療課	事後	
平成31年4月1日	Ⅰ-8 連絡先	電話　046(235)4596	電話　046(235)4594	事後	
令和1年6月1日	全般	-	新様式に合わせて変更	事後	
令和4年1月25日	Ⅰ-8 連絡先	電話　046(235)4594	電話　046(235)4595	事後	
令和4年1月25日	Ⅱ－1 1. 対象人数　いつの時点の	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年1月25日	Ⅱ－2 2. 取扱者数　いつの時点の	平成27年8月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱ－1 1. 対象人数　いつの時点の	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年9月20日	Ⅱ－2 2. 取扱者数　いつの時点の	令和3年10月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年12月28日	Ⅰ-3　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の第59項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第46条	番号法第9条第1項　別表第一の第59項 　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第46条 　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律（令和3年5月19日号外法律第38号）第2条（定義）第2項第1号、第4号、第9条（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	Ⅰ-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.26.27.30.33.39.42.58.62.80.83.87.93の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1.2.3.4..5.19.20.25.33.43.44.46条 ②【別表第二における情報照会の根拠】 80.81.82の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第43条	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限等） ①【別表第二における情報提供の根拠】 1.2.3.4.5.26.27.30.33.39.42.58.62.80.83.87.93の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠】 第1.2.3.4..5.19.20.25.33.43.44.46条.22条の2.24条の2.31条の2の2 ②【別表第二における情報照会の根拠】 80.81.82の項 【別表第二省令における情報照会の根拠】 第43条.43条の2.43条の2の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律（令和3年5月19日号外法律第38号）第2条（定義）第2項第1号、第4号、第9条（公的給付支給等口座登録簿に関する情報の提供の要求）	事前	
令和4年12月28日	Ⅳ-6　情報提供ネットワークシステムとの接続	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ［○］接続しない（入手）	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か ［　］接続しない（入手） ［十分である］	事前	
令和4年12月28日	Ⅰ-1-③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供ネットワーク	事前	
令和6年3月27日	Ⅰ-1 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供ネットワーク	後期高齢者医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、情報提供ネットワーク、スマート窓口システム	事後	
令和6年3月27日	Ⅱ－1 1. 対象人数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年2月29日時点	事後	
令和6年3月27日	Ⅱ－2 2. 取扱者数　いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年2月29日時点	事後	